

令和5年第3回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年3月9日(木) 午後1時30分から午後2時35分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長	19番	谷 則男
委 員	1番	北澤 良祐
	2番	服部 茂
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	6番	村田 清美
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	10番	森澤 明
	11番	上田 國和
	12番	園田 正夫
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	新井 泉次
	16番	森島 孝司
	17番	新井 源吾
	18番	木村 正樹
	20番	堀井 吉夫
	21番	菊岡 祐一

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 4号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(利用権貸借)

日 程 第 5 報告 第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 6 報告 第 4号 農地法第4条第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 7 報告 第 5号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 8 報告 第 6号 地目変換届について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 栗田 和幸
事務局 田畑 徹
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中14名、推進委員6名中6名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
会長	(挨拶)
会長	先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和5年第3回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。
会長	日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。
会長	日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、7番 田村委員、8番 阪部委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。
会長	日程第3、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号1番を事務局から説明いたします。
事務局	受付番号1番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●です。 権利の種類は3条の無償移転です。世帯内移転です。
会長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。世帯内移動であり、農地は適正に管理されているので問題ないと思われまます。よろしくご審議ください。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明します。
本案件は平成30年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市観音堂 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。息子とともに精力的に農業経営されており、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号4番について説明します。

本案件は令和2年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市平川 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。申請人は高齢ですが、息子とともに精力的に農業経営されており、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号5番について説明します。

本案件は令和2年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市平川 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員	報告いたします。申請人は高齢ですが、●●●●●である息子とともに精力的に農業経営されており、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
会 長	<p>只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>受付番号6番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号6番について説明します。 本案件は新規設定です。使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。</p> <p>借り手は城陽市中 ●● ●●です。</p>
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。専業農家であり、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
会 長	<p>只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>

受付番号7番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号7番について説明します。
本案件は新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。専業農家で後継者でもあり、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号7番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号8番、9番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号8番、9番については同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号8番について説明します。

本案件は令和2年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された再設定です。
使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

事務局

受付番号9番について説明します。
本案件は令和2年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された再設定です。
使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手はいずれも城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。申請人は高齢ですが、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号8番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号10番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号10番について説明します。
本案件は令和4年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された再設定です。
使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市中 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。水稻を中心に耕作され、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 質疑がないので、採決に入ります。
- 受付番号10番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)
- 全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
- 受付番号11番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号11番について説明します。
本案件は平成25年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
- 借り手は城陽市枇杷庄 被相続人●● ●● 法定相続人代表 ●● ●●です。
- 会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。●● ●●さんは1月に死亡され、次男が農地を適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 質疑がないので、採決に入ります。
- 受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)
- 全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
- 受付番号12番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号12番について説明します。

本案件は令和4年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された再設定です。
使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●● ●●さんについては、水主で野菜を中心に耕作されていますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号12番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号13番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号13番について説明します。
本案件は新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市富野 ●●●●●●●●●● ●●●● ●● ●●です。
資料1に位置図等を添付しています

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●●●●●●●●●は就労継続支援B型事業所で通常の就労が困難な方に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援をおこないます。野外での農作業を通して気分転換ややりがいを見つけることが出来ます。

●●さんは長岡京市の●●農園やその他の農園で4年間農業就農され、今後も●●農園から指導を受けます。

今後、新規就農の一環として農幅連携の活動が増えてくると思われま。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 委員 地権者より貸借する件について聞きました。申請地にハウスを設営されるとのことですが、排水については流末がなく、ハウスが大きいと流れる水が地下浸透せずに下流農地へ流れることで問題が発生する恐れがあるので、地下浸透しない水について周辺の農地所有者の方々との話し合いを依頼したが、地権者は保全管理だけであったので排水については気がつかなかったと申され、農地バンクを通じての貸借であるので委員が話し合いをしてくれと言われるが、委員としてどこまで関与すべきなのか。
- 委員 地権者と周辺農地所有者の方々、排水の問題について承諾は得られているのですか。
- 会 長 貸し手と借り手の間で諸処の条件について、話し合いはされているのですか。
- 事務局 貸し手と借り手とで何度か話し合いはされており、解除条件付貸借契約書を交わされており、また、借り手は訓練・支援を行う就労支援の会社であり、ハウスで多肉植物を扱うと言っておられ、栽培された多肉植物を、●●●●で同じ経営者が経営している店舗で販売を行いたいとの事です。
- 委員 しかしながら、地権者と周辺農地所有者の方々との話し合いがされていないのであれば審議が進まないと考えます。
- 会 長 今回の申請は1年間の貸借契約で、解除条件付貸借契約書も交わされており、利用権設定の審議を承認するために、借り手が地区内の農家については条件をつけておらず、近隣農地所有者の同意も条件としていないのに、委員会として、今回の申請人には条件の提示をするのが良いのか。
また、周辺農地所有者に迷惑をかけないという誓約書を交わして頂くのか。
- 事務局 借り手からは農地を適正に管理する、地元活動に参加する、維持管理に関する取り決めを遵守する等の内容の確約書は添付して頂いています。
- 委員 保全管理農地を利用されるのは良いのですが、数人が作業ために来られると思われませんが、前面の農道は狭いので農道の使用方法についての交通の問題が懸念されます。
- 委員 従来、水田として利用していた場所の利用形態が変わるので詳細について明確にしておくほうが良いのではないのでしょうか。
- 委員 多肉植物は農作物となるのでしょうか。

- 会 長 花の咲かないサボテンのような作物で、花の業界では花と同様な取り扱いとなっております。
- 委員 農福連携と考えますが、どのように作業されるのですか。
- 事務局 作業所の所在地は●●●●にあり、数人を普通車程度の車に同乗し、現地で作業を行う予定となっております。
- 会 長 多肉植物栽培は単純作業となるので、就労支援事業には向いていると考えます。
- 委員 申請地は排水が不十分な水田なので、多肉植物でも耕作については難しいのではないのでしょうか。
- 会 長 農地に直接に置いて栽培するのではなく、棚を作って栽培するので、作業としては困難と考えますが、作物は育ちます。
- 事務局 多肉植物栽培は長岡京市の●●農園で行われており、長岡京市農業委員会にも確認済みです。借り手は●●農園で研修されており、今後も指導を受けるとのことです。
- 委員 長岡京市では、排水が不十分な水田は無いと思われます。貸借するにあたり排水が不十分な事を、借り手には理解して頂いておかないといけないのではないかと。
- 会 長 貸し手と借り手の間では、水田の状態について説明されていると思われます。
- 委員 周辺でもハウス栽培は行われており、今回の申請人だけに、条件の提示をするのは公平性に支障があると考えます。
- 会 長 農家であれば農地の使用方法は理解しており、地域の慣習についても遵守されるが、農家でない方については理解できないところもありますので、確約書も交わされていますが、再度、確約書の内容について、貸し手から諸処のことを伝達され、借り手が了解されていれば問題がないと考えます。
- なお、確約書の内容を了解されていなければ、解除条件付貸借契約書を交わされているので途中解約もできるし、農地の利用が適正でなければ、1年経過後に更新をしないこともできます。
- それでは、確約書の内容を再確認して頂くことで採決に入りたいと考えます。
- 受付番号13番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号14番、15番、16番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号14番、15番、16番について同一借受人のため取りまとめて説明します。
受付番号14番について説明します。

本案件は平成30年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

受付番号15番について説明します。

本案件は平成30年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

受付番号16番について説明します。

本案件は平成30年5月1日～令和5年4月30日までの期間で設定された再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手はいずれも城陽市平川 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。地域では中核農家であり、農地を適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号14番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号15番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号16番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号17番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号17番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は京都市伏見区 ● ●●です。
資料2に位置図等を添付しています

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 岡さんは、2年間アグリノベーション大学で農業実技や理論を学び、就農されています。
岡さんは、関与している福祉施設の自閉症の人を支援し地域の中で生活できるようめざす京都市伏見区の●●●●●●●●●●の利用者と農作業を通じ、農作物、自然に触れて生きがいを増やしてもらうため活動を続けています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号17番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし

ているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号18番、19番、20番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号18番、19番、20番について同一借受人のため取りまとめて説明します。
受付番号18番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号19番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号20番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手はいずれも久御山町北川顔 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●●●●●●●は、城陽市で昨年6月に新規に利用権設定された久御山町の認定農業者です。適格性に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号18番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号19番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし

ているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号20番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第5、報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号3番から7番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市久世 ●● ●●です。

受付番号4番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号5番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号6番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、大阪市北区 ●● ●●です。

受付番号7番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、宇治市槇島町 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、

日程第5を終了します。

会 長 日程第6、報告第4号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しまし

た。受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号2番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市久世 地目は畑 面積506平方メートルのうち35.4平方メートル 届出人は 久世 ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

自己用太陽光発電を設置するため畑の一部を転用します。

問題が発生した場合、自己で解決する誓約書が提出されています。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

・太陽光発電施設を設置される際は、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づき、環境配慮の取り組みを実施してください。

との意見が付されています。

資料3に位置図等を添付しております。

会長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。誓約書も提出されており、周辺には農地がないので問題ないと考えます。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。

会長

日程第7、報告第5号 農地法第5条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号1番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積188平方メートル 譲渡人は 宇治市 槇島町 ●● ●●

譲受人は 久世 ●● ●●です。

場所は市街化区域です

住宅を建築するためです。

隣接地に農地はありません。雨水は道路側溝に、汚水は公共下水道に接続します。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

都市政策課からは

・営利を目的とする住宅建築の場合は市指導要綱による協議が必要となります。建築行為にあたって、事前に建築確認申請が必要となります。以上2点は、市都市政策課と事前協議して下さい。

宅地造成規制区域内であり、造成行為で土地の切り盛りが発生する場合は京都府山城北土木事務所建築住宅課と相談して下さい。

管理課からは

- ・申請地西側及び北側に存する市道を取り込まないように注意してください。
- ・市道に関する工事をする場合は、道路法による協議をしてください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接土地の排水を考慮してください。
- ・土地利用による雨水及び土砂の流失がないように対応してください。

文化・スポーツ推進課からは

- ・横道遺跡の範囲となりますので、埋蔵文化財発掘の届出の提出をお願いします。との意見が付されています。

資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。所有地の2筆のうち1筆の転用申請であり、残る1筆については除草管理の依頼をしており、周辺に農地もないので問題ないと考えます。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長 日程第8、報告第6号 地目変換届について専決しました。受付番号1番、2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

届出人は、城陽市寺田 ●●●● ●●●● ●●● ●● ●●

受付番号2番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

届出人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

昨年5月に●●●●が所有権移転並びに貸借設定を行いました。耕作支援者の状況が変化し、北側●●-●●、●●-●●を●●等で耕作する田として残し、南側●●-●●、●●-●●を畑として活用します。

合わせて、隣接地においても貸付人である所有者が、畑として利用されます。資料5に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第3回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員